

審査報告

議 案 審 査 報 告 書

- 一件 名 議案第三十九号 平成三年度福生市下水道事業会計補正予算
(第四号)
- 二 委員会付託年月日 平成四年 三月 六日 (第一回福生市議会定例会)
- 三 委員会開会年月日 平成四年 三月 十二日 午前十時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

平成四年 三月 十二日

建設委員会

委員長 浜 中 輝 夫

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

審査報告

議案審査報告書

一件	名	議案第四十号	平成四年度福生市一般会計予算
二	委員会付託年月日	平成四年三月	六日(第一回福生市議会定例会)
三	委員会開会年月日	平成四年三月	九日 午前九時
			十日 午前九時
			十一日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

平成四年 三月 十一日

平成四年度福生市一般会計予算審査特別委員会

委員長 井上寅吉

福生市議会議長

赤星行人殿

審査報告

議案審査報告書

一件 名 議案第四十一号 平成四年度福生市国民健康保険特別会計予算

二 委員会付託年月日 平成四年 三月 六日（第一回福生市議会定例会）
三 委員会開会年月日 平成四年 三月 十三日 午前十時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

平成四年 三月 十三日

厚生委員会

委員長 佐藤 慶二

福生市議会議長

赤星 行人 殿

審査報告

議案審査報告書

一件 名 議案第四十二号 平成四年度福生市老人保健医療特別会計予

算

二 委員会付託年月日 平成四年 三月 六日（第一回福生市議会定例会）

三 委員会開会年月日 平成四年 三月 十三日 午前十時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

平成四年 三月 十三日

厚生委員会

委員長 佐藤 慶二

福生市議会議長

赤星 行人 殿

審査報告

議案審査報告書

- | | | | |
|----|----------|-----------|-------------------|
| 一件 | 名 | 議案第四十三号 | 平成四年度福生市下水道事業会計予算 |
| 二 | 委員会付託年月日 | 平成四年三月六日 | (第一回福生市議会定例会) |
| 三 | 委員会開会年月日 | 平成四年三月十二日 | 午前十時 |

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

平成四年 三月 十二日

建設委員会

委員長 浜 中 輝 夫

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

審査報告

議案審査報告書

- | | | | |
|----|----------|-------------|--------------------|
| 一件 | 名 | 議案第四十四号 | 平成四年度福生市受託水道事業会計予算 |
| 二 | 委員会付託年月日 | 平成四年 三月 六日 | (第一回福生市議会定例会) |
| 三 | 委員会開会年月日 | 平成四年 三月 十二日 | 午前十時 |

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

平成四年 三月 十二日

建設委員会

委員長 浜 中 輝 夫

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

審査報告

議案審査報告書

- | | | | |
|----|----------|-------------|---------------|
| 一件 | 名 | 議案第四十五号 | 市道路線の認定について |
| 二 | 委員会付託年月日 | 平成四年 三月 六日 | (第一回福生市議会定例会) |
| 三 | 委員会開会年月日 | 平成四年 三月 十二日 | 午前十時 |

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

平成四年 三月 十二日

建設委員会

委員長 浜 中 輝 夫

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

審査報告

陳情審査報告書

一件 名 陳情第三—十四号

東京都青少年の健全な育成に関する条例の早期改正についての陳情書

二 委員会付託年月日 平成三年 十二月 二十日 (第四回福生市議会定例会)

三 委員会開会年月日 平成四年 一月 十三日 午前十時

平成四年 三月 十六日 午前十時

本委員会に付託された右陳情については、審査の結果、次の意見を付して採択のうえ、執行機関に送付すべきものと決定した。

(意見) 願意は了とされるので意に沿うよう努力されたい。

右のとおり報告いたします。

平成四年 三月 十六日

総務委員会

委員長 須 釜 亮 次

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

議案第四十七号

福生市議会委員会条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成四年三月二十三日

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

提出者	賛成者	〃	〃	〃	〃	〃	〃
齋藤 巽	小野沢 久	浜 中 輝 夫	須 釜 亮 次	佐 藤 慶 二	松 山 清	東 田 正 治	仲 村 清 信

福生市議会委員会条例の一部を改正する条例

福生市議会委員会条例（昭和三十九年条例第二十一号）の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「企画財政部」を「市長公室、企画財政部」に改め、「行政推進担当」を削り、同条第二号中「建設部」を「都市整備部、建設部」に改める。

附 則

この条例は、平成四年四月一日から施行する。